

平成29年船橋市教育委員会会議臨時会会議録

1. 日 時 平成29年8月9日(水)
開 会 午前10時00分
閉 会 午前11時10分

2. 場 所 市役所11階 大会議室

3. 出席委員 教 育 長 松 本 文 化
教育長職務代理者 鎌 田 元 弘
委 員 佐 藤 秀 樹
委 員 鳥 海 正 明
委 員 小 島 千 鶴

4. 出席職員 教育次長 金 子 公一郎
管理部長 栗 林 紀 子
学校教育部長 棚 田 康 夫
教育総務課長 度 会 益 己
指導課長 尾 楠 欣 也
船橋市立船橋高等学校長 赤 熊 一 英
指導課主幹兼課長補佐 内 海 克 紀
教育支援室長 兼 坂 尚 貴
※他に指導主事1名出席

5. 議 題
第1 議決事項
議案第34号 平成30年度船橋市立小・中学校使用教科用図書並びに船橋市立特別支援学校及び船橋市立小・中学校特別支援学級使用教科用図書の採択について
議案第35号 平成30年度船橋市立船橋高等学校使用教科用図書の採択について

6. 議事の内容
【教育長】
ただいまから、教育委員会会議臨時会を開会いたします。
本日、傍聴者数を50名と設定しておりましたが、これを上回る53名の傍聴の申し

込みがありました。教育委員会として協議した結果、本日の会議の傍聴者として、申し込み者53名全員の受け入れが可能であると判断いたしましたので、本日の傍聴者数を変更し、53名全員の傍聴を認めることといたします。

傍聴人の方にお願いがございます。お渡しいたしました傍聴券の裏面に記載されております傍聴人の遵守事項について守っていただき、傍聴されますようお願いいたします。

それでは、議案第34号「平成30年度船橋市立小・中学校使用教科用図書並びに船橋市立特別支援学校及び船橋市立小・中学校特別支援学級使用教科用図書の採択について」を議題といたします。

指導課、説明願います。

【指導課長】

議案第34号についてご説明いたします。

平成30年度に船橋市立小・中学校並びに特別支援学校小学部・中学部及び小・中学校の特別支援学級で使用する教科用図書を採択するに当たり、船橋市教育委員会組織規則第3条第15号の規定に基づき、議決を得る必要があるため、本議案を提出いたします。

まず本年6月8日付け千葉県教育委員会教育長からの「義務教育諸学校における平成30年度使用教科書の採択について」という通知文にて、以下の指導がございました。はじめに「平成29年度の教科書採択について」でございます。

一つめに、小学校「特別の教科 道徳」の教科書については新たに採択を行うこととなるが、それ以外の小学校用の教科書については、基本的に平成28年度に採択したものと同一の教科書を採択しなければならないこと。

二つめに、中学校用教科書は、基本的に平成28年度に採択したものと同一の教科書を採択しなければならないこと。

三つめに、特別支援学校の小学部・中学部においては、学校教育法附則第9条の規定による教科書を除き、基本的に平成28年度に採択したものと同一の教科書を採択しなければならないこと。

四つめに、特別支援学校、特別支援学級において使用する学校教育法附則第9条の規定による教科書については、毎年度異なる図書を採択できること。

以上の4点でございます。

次に「教科書採択の公正確保について」でございます。

一つめに、教科用図書選定に係る委員又は調査員等の選任に当たっては、特定の教科書発行者と関係を有する者が関与することのないよう留意すること。

二つめに、教科書発行者に限らず、外部からの働きかけに左右されることなく、静謐な環境を確保し、採択権者の権限と責任において公正かつ適正な採択を行うこと。

教科書採択にかかる教育委員会の会議を行うに当たっては、静謐な審議環境の確保等

の観点から検討を行い、会議の公開、非公開を適切に判断するとともに、傍聴に関するルールを明確に定めておくこと。

外部からの不当な働きかけ等により、公正確保に関し問題が生じていると考えられる場合には、適切な措置を講ずるとともに、速やかに千葉県教育委員会に報告すること。

三つめに、十分な審議や調査研究を経ず、これまでの慣例のみによって決定されたり、事実上、一部の特定の教員のみによって決定されるなど、採択権者の責任が不明確になることがないように、採択手続の適正化に努めること。

そのほか、教科書の採択に関する情報の積極的な公表に努めること。

教育委員会の教育長及び委員が十分な時間的余裕を持って教科書見本を閲覧し、吟味する環境を整えること。

指導の内容は主なものは以上でございます。

これらを踏まえ、今年度、教育委員会の皆様に採択についてのご審議をお願いするのは、平成30年度使用の小学校「特別の教科 道徳」の教科用図書と、特別支援学校及び特別支援学級で使用する教科用図書についてとなります。

その他の小学校及び中学校用の教科書につきましては、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第14条により、昨年度採択したのと同じ教科書を採択していただくこととなりますので、まずはじめにそちらの採択をお願いいたします。

以上でございます。

【教育長】

ただいま事務局から説明がありましたとおり、「特別の教科 道徳」を除く平成30年度使用の小学校教科用図書と中学校教科用図書の採択は、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第14条に基づき、平成28年度に採択した平成29年度使用教科用図書と同一のものを採択することといたします。

なお、発行者及び書面につきましては、議案として提出しております別表1と別表2のとおりでございます。

ご異議ございませんか。

【各委員】

異議なし。

【教育長】

異議なしと認めます。

平成30年度使用の小学校教科用図書と中学校教科用図書の採択は、「特別の教科 道徳」を除く各種目について、平成29年度と同一のものを採択することといたします。

続きまして、「特別の教科 道徳」、並びに特別支援学校及び特別支援学級用の教科

用図書の選定結果について説明願います。

【指導課長】

続きまして、本年度採択についてご審議をお願いする小学校「特別の教科 道徳」と、特別支援学校及び特別支援学級用の教科用図書について説明させていただきます。

平成30年度用小学校「特別の教科 道徳」の教科書一覧は別表3のとおりでございます。別表4は、特別支援学校及び小・中学校の特別支援学級用の教科用図書でございます。

各教科書の調査研究の結果は、委員の皆様にお配りしてあります平成30年度使用教科用図書調査研究報告書にございますので、そちらをご覧ください。傍聴の皆様には一覧表のみをお配りしてございます。

では、この後、平成30年度の小学校「特別の教科 道徳」、特別支援学校及び特別支援学級使用教科用図書選定につきまして、船橋市教科用図書選定委員会委員長を務めました学校教育部長より、ご報告させていただきます。

教育委員の皆様には、種目ごとにご審議をいただくこととなりますので、よろしく願いいたします。

なお、各教科書についてのご質問につきましては、主に指導主事に答えさせていただきますので、よろしく願いいたします。

【学校教育部長】

それでは、平成30年度使用の小学校「特別の教科 道徳」の教科用図書と、特別支援学校及び特別支援学級で使用する教科用図書についてご報告させていただきます。

はじめに、選定委員会として、本日の報告に至るまでの経緯につきましてご説明させていただきます。

本年4月の教育委員会会議定例会におきまして、平成29年度船橋市教科用図書選定委員会設置要綱と専門調査員数についてご承認をいただき、5月の教育委員会会議定例会におきまして選定委員会委員についてご承認をいただきました。

これを受け、5月23日に第1回選定委員会を開催し、小学校「特別の教科 道徳」の教科用図書及び学校教育法附則第9条に規定する教科用図書を調査研究するため、それぞれに専門調査員会を設置いたしました。専門調査員は、教育に対して豊富な経験を有し、各教科の教科用図書について識見を有する教職員でございます。

調査研究に当たっては、県教育委員会の選定に当たっての基本的な観点である内容、組織・配列、表現、造本の4観点を重視するとともに、本市の児童・生徒や教職員の実態、そして教育振興ビジョン、後期教育振興基本計画への適合等についても考慮することといたしました。

7月4日に第2回選定委員会を開催いたしまして、専門調査員からの調査報告と質疑

の後、その結果をもとに平成30年度使用の小学校「特別の教科 道徳」の教科用図書と特別支援学校及び特別支援学級で使用する教科用図書について協議を行いました。

選定に当たりましては、次の4点に特に留意いたしました。

一つ目に、教育基本法の趣旨や学習指導要領の内容を実現する上で最もふさわしいこと。

二つ目に、船橋の児童・生徒にとって学びやすいこと。

三つ目に、教師にとって指導しやすいこと。

四つ目に、本市の教育振興ビジョン及び後期教育振興基本計画に適合していることと
ございます。

以上が選定までの経緯でございます。

続きまして、「特別の教科 道徳」の教科用図書選定結果について申し上げます。

選定委員会からは、東京書籍の『新しい道徳』と、光村図書の『きみが いちばん
ひかるとき』を推薦します。

調査研究報告書の2ページから5ページに、各社の教科用図書についての詳細な報告を掲載してあります。専門調査員の報告や質疑の中から、各社の特色を順次ご説明いたします。

まず、東京書籍です。

内容は教科の目標に照らして、児童が物事を多面的・多角的に考えたり、生き方についての考えを深めたりできるよう配慮されています。

目次では、各学年において、重要指導内容をブルーとピンクでわかりやすく表し、繰り返し指導することで、発達の段階に即して学習が深められるような工夫があります。

巻末に、学習の振り返りとして、考えたこと、学んだことについて記録するページがあり、学習の区切りごとに生活に生かしたいことを記入する欄が設けてあります。

写真、挿絵等の資料も優しい色合いで適切に配置され、読みやすくなっています。

造本は全学年A B判で、挿絵や写真が大きく、厚さも児童の発達段階を考慮しております。

次に、学校図書です。

「読みもの」と「活動」という2冊を併用して指導する構成となっています。

「読みもの」では、発達段階に即し、教材の題材や発問、扱う事柄等に配慮した教材が取り上げられ、巻末の「道徳の学習を振り返ろう」では、自らの成長や学びの深まりを実感できる構成になっています。

また、「活動」にはさまざまな言語活動が盛り込まれ、他教科や実生活との関連を図り、内容項目が補足的、発展的に学習できるような工夫があります。

分冊の「活動」が、学校と家庭との連携につながるという観点からの特徴があります。

造本は全学年A B判で、写真、挿絵等が淡い色合いで想像を膨らませられるような配慮が見られます。

続いて、教育出版です。

郷土愛を扱う教材が多く、地域とのかかわりを意識した身近な題材が取り上げられています。また、いじめ、情報モラル、生命尊重といった現代的課題を取り上げ、偉人やスポーツに関する教材も取り上げています。

巻末に補充教材が配置され、補充的、発展的に学習できる構成になっています。

内容項目ごとにまとめて配置され、発達段階に応じて全内容項目が配列されています。

特徴として1年生は33教材、それ以外の学年は34教材で構成され、学年の始まりに道徳びらきで1時間分を確保するように構成されています。

次に、光村図書です。

役割演技や考えを書く活動を通し、多様な見方ができるように配慮されています。

教材末には他教科との関連や実生活の行動への意識づけが示され、内容項目が補充的、発展的に学習できるように、コラムや巻末の付録が設けられています。教材末には手引きが設けられ、児童が主体的に学習に取り組めるよう配慮されています。

写真、挿絵、1枚絵等の資料も色彩豊かに児童のイメージを広げられるような配慮があります。

造本は印刷が鮮明で、温かみのある色彩を持ち、大きさは全学年B5判で、小学生の手にとりやすいものとなっています。

その他の特徴として、学習のまとめりに学びの記録があり、学んだことについて記録するページが設けてあります。

次に、日本文教出版です。

内容項目が、補充的、発展的に学習できるように別冊で道徳ノートが準備されているのが特徴です。学習のねらいが明示され、児童が問題解決的な学習や体験的な学習に主体的に取り組めるよう配慮されています。

発達段階に応じて、文字の大きさ、字体や行間を工夫しています。表現、表記が正確で、児童の興味を喚起するために写真を多数使用しています。

造本は、全学年AB判で、ワイドな紙面を生かして、児童の関心を高める工夫がなされています。

光文書院です。

発達の段階に即し、漫画、アニメ、著名人の話、実話などを取り上げ、また、複数の内容項目が関連し合う題材を巻末の教材一覧でわかるようにしてあります。

学習のねらいが明示され、児童が問いを持てるような吹き出しや、体験的な学習に取り組めるよう配慮されています。

表記、表現が正確で、児童の思考が高まるように写真、挿絵、図表などが効果的に配置されています。

造本は、全学年変型A4判で、ゆったりと読みやすく、児童の発達段階が考慮されています。

次に、学研教育みらいです。

生命の尊さ、いじめ防止につながる教材や、他人を理解し、尊重することなど、幅広い視点から学習できるような教材が配置されています。

また、内容項目が補充的、発展的に学習できるよう、多様な学び方のページが配置されています。

児童が主体的に取り組めるよう、主題名を記載せず、特定の価値を押しつけず、児童の問題意識を大切にしたい構成になっています。

読みやすさを考えた改行、図表、挿絵、写真は本文との関係性に配慮しています。

造本は、全学年A4判で、視覚的にゆったりとした紙面になっています。

最後に、廣済堂あかつきです。

話題や題材が身近で、我が国の伝統文化や偉人を取り扱う資料が多数掲載されています。

別冊の道徳ノートを活用し、他教科や実生活と関連させて道徳性を養うことができるよう配慮されています。

特に内容項目の生命の尊重に重点を置いて編修され、2時間連続で配置されています。

別冊の道徳ノートは、本冊の巻末に収納できる工夫がされています。

全学年、ワイドなA4判で、紙面にゆとりがあり、圧迫感のない構成となっています。

専門調査員の報告や質疑の中で、各教科書とも、4つの視点及び内容項目相互の関連が適切に組織され、重要指導項目について全学年で系統的に学習ができるようになってきていること、また、内容が教科の目標に照らして、道徳性を培うことができるように配慮されていること、東京書籍の問題解決的な発問等をはじめ、挿絵や教材の提示の仕方に各社の特徴があらわれているとの報告がありました。

以上を踏まえ、選定委員で協議した結果、東京書籍を推す意見としては、別冊がなく、発問が2つで細かい発問がなく、問いの追加がしやすくなっており、教師の自由度が高い。問題解決的な発問等で、身近な場面で考えさせる工夫がある。オリエンテーションで話し合い活動についてのページがあり、主体的な学習を促す工夫が見られる。まとまりごとに振り返るページがある。文字の大きさや行間にゆとりを持たせるなど工夫があり、読みやすい。若い教員が指導しやすい構成となっているなどが挙がっています。

対して、光村図書を推す意見としては、小学生の手に持ちやすいB5判となっている。児童の心にストレートに響く読みものや視覚的に興味関心を引く教材が多い。学習のまとまりごとに学びの記録が設けてあり、児童が振り返ったり、教師が評価しやすい工夫がある。別冊がなく、発問が2つから3つ記載されており、問いの追加や変更が可能となっている。若年層教員にも1時間の展開がイメージしやすい構成となっているという意見が出されました。

選定委員の意見が分かれたため、採決を行いましたところ、東京書籍4票、光村図書3票という結果でございました。

あわせて、学校図書については、保護者の立場から見て、分冊が学校と家庭との連携につながるという観点から特徴があるとの意見がございました。

以上でございます。

【教育長】

ただいま、「特別の教科 道徳」に関して説明がございましたが、何かご意見、ご質問がありましたらお願いいたします。

【小島委員】

5月の終わりから2カ月間、道徳の教科書を読ませていただきました。

そこで、はじめに伺いたいのですが、道徳の授業は毎週1時間と聞いています。教材の数が他の出版社に比べて多いというところもあるようですけれども、それらも含めて、どの教科書も1年間で全て指導は可能なのでしょうか。

【指導課長】

ご意見ありがとうございます。

ご指摘のとおり、「特別の教科 道徳」の標準時数は、毎週1時間となっておりますので、年間で申しますと、1年生が34時間、2年生から6年生までは35時間ということでございます。

各教科書とも、そこは意識されて編修されておりますけれども、先ほども部長の説明にもありましたけれども、教科書によっては巻末等に付録等を付けて、多くの教材が掲載されているというものもございます。

また、実際の授業では、場合によっては教師が独自教材を使うということもございます。道徳に限ったことではありませんけれども、学習指導要領の内容を指導するということでございますので、基本的には教科書は使用いたしますけれども、教科書の全てのページを扱うというわけではございません。

以上でございます。

【教育長】

よろしいでしょうか。

一番良いのは、1冊の教科書に沿って授業を行うのではなくて、指導する内容項目ごとに学級の子供たちの実態に合わせた資料を選ぶのがいいと思うのですけれども、なかなか難しいことですので、この場では各社の教科書全体を通して、船橋市にとって最もふさわしい教科書を採択したいと思っております。よろしく申し上げます。

他にご意見ございますでしょうか、ご質問でも結構です。

【佐藤委員】

教科書の内容を全て1年間で指導するわけではないということは理解いたしました。

先ほど選定理由の中で、別冊が無いことや、発問が2から3、どちらかというと比較的少ないほうが教師の自由度がきくということを言われていましたけれども、そのことについては、やはり我々の中で意見の確認をしたほうがいいのかと思いますので、もしご意見がありましたら皆さんからお伺いしたいと思います。

【教育長】

そうですね、私が現役の教員で指導するなら、発問例が余りないほうがいいのかと、指導しやすいなと思っておりますけれども、それでは、その辺のところを指導主事のほうからもう少し説明していただければよろしいでしょうか。よろしく申し上げます。

【指導課副主幹】

本来、児童に対して発問を可視化する必要はないと考えます。発問が記載されていますと、教師が意図するところを児童が先に読んでしまうということが懸念されます。

ねらいとする発問は授業の中で教師が児童に問うていけばよいので、配付される教師の指導書の発問例を参考に教師が授業することができると考えています。

発問数ですけれども、内容項目でねらいの理解を促す中心発問を含む発問が2つから3つ、そして教材の話の内容から離れて、自分自身を見つめるための振り返りとなる発問が1つというのが適切だと思います。

本市の小学校においては、教師の発問に対して活発な話し合い活動が行われています。子どもたちは自分の考えを素直に発言しています。また、教師はねらいに迫る発問を考えてワークシートを作成するなど、工夫して授業を行っています。

このことから、問いの追加がしやすく、教師の自由度の高い教科書が本市の実態に合っていると思います。

以上です。

【教育長】

ワークについてはいかがですか。

【指導課副主幹】

ワークには発問がかなり書かれていますので、それに限定される、固定化されているという点では、かなり自由度が低くなってしまうということが懸念されます。ですので、ないほうが良いと思います。

【教育長】

わかりました。

他に何か。

【鎌田教育長職務代理者】

佐藤委員と私で、先日、現場に行きたいというところで、小学校にお邪魔をして、道徳の授業を参観させていただきました。

先ほど副主幹にご説明いただいたとおり、まさに生の授業を行われている様子を見せていただきましたが、私、勤務先が大学ですが、大学も最近はアクティブラーニングという形を表に出していこうということで、学生の主体的な考えやイメージをできるだけ広げさせるということを大事にするようになっております。

小学校の道徳もまさに同じ形だと思いますが、先ほど来、説明されていますように、教科書を教えるということだけでなく、教科書で教えていくという趣旨だと思っておりますが、こういう細かい発問、またはそれをある意味で固定化してしまう、考え方を固定化してしまうような教科書は避けたほうがいいかなと私も思います。

以上です。

【教育長】

他にご意見、ご質問は。

【鳥海委員】

私もただいまの鎌田委員の考え方と基本的には同じですけれども、基本的にはそもそも道徳には答えがない。答えがないわけですけれども、発問がある。ですから、発問に対する答えとといいますか、立場というものが、子供たちが家庭で家族と考えたり、ぜひ考えてほしいのですが、考えている立場かなと。今、学校で先生や、他のお友だちが考え、議論するものと、時に大きく違うことがあると思うのですが、それが傷つけるきっかけにもなるのだと思うのです。

その辺の教育的配慮というのはすごく大事ですので、そもそも答えがないんだ、正解がないんだ、そもそも考えることに意義があるんだ、ということを第一に考えたときには、細かく発問というのは、むしろないぐらいがいいのかなと思うぐらい、細かな発問は少ないほうがいいと思います。

【教育長】

それでは他にございますか。よろしいですか。

今のご意見をお聞きいたしますと、別冊のワークや、細かい発問についてはないほうがよいというようなお考えの委員さんが多いようですけれども、それでよろしいでしょうか。

【各委員】

はい。

【教育長】

それでは、この方向で絞っていきたいと思います。

他に、ご質問がありましたら、よろしくをお願いします。

【小島委員】

教科書を読ませていただきましたけれども、それぞれの教科書に特徴が様々ですけれども、どの教科書会社でも共通して扱われている教材というか、同じストーリーも多いと思いました。

そういう共通の教材の扱い方について伺いたいのですけれども、そういうものの違いについては、逆にこういうほうが望ましいとか、子供の視点、あるいは先生の視点ではどういうふうに見えられたのか、教えていただけますでしょうか。

【指導課副主幹】

その件は、選定委員会でも話題になりました。

専門調査員の意見によりますと、3・4年生で扱われる「ブラッドレーの請求書」、「お母さんの請求書」という教材があるのですけれども、これは各社の特徴が顕著にあらわれた教材です。

筋筋はご承知かと思いますが、どの教科書にもブラッドレーの請求書とお母さんの請求書の両方の挿絵が掲載されています。その提示の仕方にそれぞれ特徴があります。

両方の請求書を見開きで一度に見えてしまう教科書、ブラッドレーの請求書を提示した後に1ページめくって、お母さんの請求書を提示している教科書に分けられると思います。

一度に両方の請求書が見えてしまう教科書は、子どもたちに話の先が見えてしまうということになりますので、両方の請求書が一度に見えない教科書のほうがよいと思います。

それから、話の終末部分も各社の特徴が顕著にあらわれている箇所になります。

東京書籍では、「はっとし、深く反省し、お母さんに駆け寄った」という終末部分を削除し、問題解決的な学習の扱いとしています。

ブラッドレーとお母さんの請求書を繰り返し読んだ後、お母さんにどんな言葉をかけたでしょうかと聞いて、子どもたちに家族はどういう存在か、自分ならお母さんにどう言葉をかけるだろうかということを考えさせることを意図したものとなっています。

学習指導要領では問題解決的な学習を取り入れて質的転換を図ることということが示されていますので、工夫されていると思います。

それから1年生で扱われています「かぼちやのつる」という教材がありますが、カボチャやチョウチョ、犬などが出てくるのですが、そのセリフを挿絵にあわせて、吹き出しであらわしている教科書とかぎ括弧で文章であらわしている教科書、この2つに分けられます。

1年生なので、挿絵とあわせて、吹き出しであらわしたほうがよいと考えています。以上です。

【教育長】

他にご質問、ご意見がございましたらお願いします。

【鎌田教育長職務代理者】

私も事務局から教科書を送っていただいてから、いろいろ視点を設定して、何回か読ませていただきましたが、これまでの議論になりましたような共通の教材の扱い方に加えまして、過去の話題、そして現代的な話題まで、教材のバランスからしても、オリエンテーションが充実しているという観点からも、選定委員の申される東京書籍と光村図書がいいと思います。

【教育長】

他に何かございますでしょうか。

【小島委員】

やはり1年生から6年生、小学校に入ったばかりの子供たちも扱うということを考えると、少し形式的で申しわけないのですけれども、あまり大きい教科書や重たい教科書というのは、できれば避けていただきたいと考えております。

【教育長】

他にございませんでしょうか。

東京書籍と光村図書が良いというご意見でございましたけれども、他に推す教科書はありますか。

ないようですので、この2者に絞りたいと思いますが、よろしいでしょうか。

【各委員】

異議なし。

【教育長】

それでは、どちらかを推す意見はございますでしょうか。

【佐藤委員】

私も鎌田委員と一緒に、小学校の道徳の授業を拝見させていただきました。

正直言って、今、道徳心を一番持っているのは小学生じゃないかなと思うぐらい立派な授業だったのですけれども、私が想像していた以上に、子供たち同士の意見交換、話し合いというものが活発に行われていたと思います。

先ほど鳥海委員がおっしゃっていましたが、答えのないものだというのであれば、大切なことは、自分は何が正しいと思うかということを考えて、そして意見交換をするということが一番大切なのだと思います。

そういう議論をする時間を十分に持てるという意味では、私は東京書籍が良いと思っております。

【教育長】

他にご意見ございますでしょうか。

【鳥海委員】

佐藤委員のおっしゃること、本当にもっともでございます。

ただ、私は光村図書がいいかなと思っているのですが、その理由は、とにかく読んでみて、内容が心に響くものが非常に多い。やや危惧するのは、読むのに時間がかかって、授業の中で考える時間が少なくなりほしくないかということが少し気になるのですけれども、むしろ大きさも一番小さいのですから、家庭に持ち帰って読んでほしいし、佐藤委員がおっしゃられた議論する時間は非常に大事だと思うのですが、それ以前に考える時間もとても大事だと思うので、家でも家族と一緒に考えてほしい。親御さんと考えてほしい、また非常に持ち運びにいい、手になじむ大きさ。文字は多いけれども、良いのではないかと私は思いますので、光村図書を推薦いたします。

【教育長】

他にご意見ありますか。

それではないようですので、ここで採決したいと思います。

東京書籍と光村図書というご意見がありました。全員一致ではないので、無記名投票を行うことといたします。

事務局は各委員に投票用紙を配付してください。

配られましたら、投票用紙に、東京書籍か光村図書か、どちらか発行者名を記入して、投票をお願いします。書き終わりましたら、投票用紙を伏せて、お待ちください。

(投票用紙記入)

【教育長】

それでは投票をお願いします。

投票していただきますが、まず投票箱の中に何も入っていないことを確認してください。

(投票箱確認)

【教育長】

それでは投票をお願いします。

(投票)

【教育長】

それでは、投票の結果を発表いたします。

東京書籍3票、光村図書2票でございます。

平成30年度市立小学校において使用する「特別の教科 道徳」の教科用図書として、東京書籍の『新しい道徳』を採択いたします。

続きまして、特別支援教育の教科用図書の審議に移りますので、説明願います。

【学校教育部長】

引き続き、特別支援学級、特別支援学校の教科用図書9条本の選定結果について申し上げます。

特別支援学級及び特別支援学校では、学校教育法第34条及び学校教育法附則9条に規定されているとおり、文部科学省の検定済教科書、文部科学省著作の特別支援学校用教科書、学校教育法附則9条の規定による一般図書の3種類から子供一人一人の実態に合わせて選定することとなっており、その子に適した教科書を選定しています。

今回、学校教育法附則9条の規定による一般図書に、新たに千葉県で設定された5冊について審議いたしました。その結果、選定委員会では5冊全てが本市の子供たちに適していると判断し、推薦いたします。

報告書の13ページからの資料についてご説明いたします。

1冊目は、職業・家庭の『あそびのおうさまずかん12 リサイクルこうさく増補改訂』です。身近にある新聞紙や空き箱などを利用した工作や、つくったもので遊ぶ場面が写真で紹介されており、図工、社会、生活など他教科への応用もできる内容となって

います。

2冊目は、同じく職業・家庭の『あーとぶっく ひらめき美術館第1館』です。世界の名画を紹介し、親しみが持てるように易しい言葉でコメントが書かれています。名画を見ながら、説明と対応させた児童・生徒の感想や作品が載せられており、考える場面があります。

世界の名画を鮮明な写真で見ることができ、図工や美術を中心に使用できます。

3冊目は、生活・社会の『ドラえもんちずかん1 につぼんちず』です。日本各地の自然や名所、暮らしについて、わかりやすく紹介されています。地方ごとに植物や動物、建物の写真や絵が載っていて、楽しく学習できます。子供たちの好きなドラえもんが、子供たちの興味をさらに引きつけます。

4冊目も同じく生活・社会の『ドラえもんちずかん2 せかいちず』です。先ほどの本の世界地図のバージョンです。

色分けされた世界の地図に、世界中の暮らしの様子、動物などが紹介されています。クイズもあり、考えながら楽しく学習することができます。

「につぼんちず」「せかいちず」とともに社会科、生活科、生活単元学習などでの使用が考えられます。

5冊目も同じく生活・社会の『マナーやルールがどんどんわかる！ みちかなマーク新装改訂版』です。

生活に必要なマークが多く紹介されており、例えば道路標識やトイレ、リサイクルマークなどがあり、実生活に結びつけることができます。

都道府県のご当地キャラや身近なお店のマークも紹介されており、興味関心を持ちやすいです。

マークを学習することにより、道路標識は安全への意識、服のマークは生活への意識が持て、生活が豊かになると思います。

見たり調べたりしたいマークを索引から調べることができ、自分で調べる力もつきます。

以上の理由により、5冊全てが推薦するにふさわしいと考え、選定したところでございます。

別表4で確認しますと、ゴシック体で表記している図書でございます。

なお、このほか、明朝体で記載の一般図書は、昨年度に採択済みのものでございます。昨年度と比較しますと、4冊削除され、5冊追加しておりますので、合計129冊となります。

あわせて、文部科学省が著作の名義を有する教科用図書につきましても、採択をお願いいたします。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

以上です。

【教育長】

ただいま、特別支援教育の教科用図書について説明がありましたけれども、何かご意見、ご質問等ございますでしょうか。

【小島委員】

今回、追加が5冊ということですが、どこで選ばれたかということと、今回はドラえもんみたいにアニメや漫画のキャラクターというのが使われている本を選ばれているようですけれども、他にもこういう例というのはよくあるのでしょうか。教えてください。

【指導課主幹】

私からは1つ目の質問にお答えさせていただきます。

追加の5冊につきましては、文部科学省が作成した一般図書一覧のうちから、千葉県教育委員会が選定したものでございます。

以上でございます。

【教育支援室長】

独自のアニメキャラクターを登場させている図書や、シリーズものとしてキャラクターが登場する図書はございますが、広く知られているアニメのキャラクターが使われているのは、このドラえもんのちずかんです。

以上でございます。

【教育長】

他にご意見、ご質問ございますでしょうか。

【佐藤委員】

『みぢかなマーク』の本ですが、以前から採択されていた『マークのずかん』というものがありますけれども、その違い等ありましたら、それについて教えていただければと思います。

【教育支援室長】

今回採択を予定しております『みぢかなマーク』と、以前採択されておりました『マークのずかん』は同じ出版社の図書となります。子供たちにとって身近なマークを掲載しているという編集方針は同じであります。

今回の『みぢかなマーク』のほうが、コンビニエンスストアですとかレストラン、食

べ物や玩具、スポーツメーカーなど、生活により密接したマークや、ゆるキャラなどが取り上げられており、子供たちの興味をより一層引くものとなっております。

以上です。

【教育長】

他にご意見、ご質問のある方いらっしゃいますか。

【鳥海委員】

「リサイクルこうさく」のように、何かをつくる喜び、あるいはその喜びを感じるきっかけになるような本というのはとても素晴らしいと思いますし、ドラえもんの地図みたいに、すごく易しく知らない世界、広い世界を知る機会を与えるというのもすごくいいことだと思います。

基本的には特別支援教育においては、支援すべき状態、子供の状態というのが非常に様々であるということを考えても、選択する図書というのは、多ければ多いほどいいと思います。

したがって、5冊の追加で129冊、全て採択でよろしいのではないかと考えます。

【教育長】

他にございますか、よろしいですか。

それでは、特別支援教育の教科用図書について、採決をいたします。

今年度追加分を含む学校教育法附則第9条の規定による一般図書及び文部科学省が著作の名義を有する教科用図書を採択するものとしてよろしいでしょうか。

【各委員】

異議なし。

【教育長】

異議なしと認めます。

平成30年度市立特別支援学校及び小・中学校特別支援学級において使用する教科用図書として、今年度追加分を含む学校教育法附則第9条の規定による一般図書及び文部科学省が著作の名義を有する教科用図書を採択いたします。

以上により、議案第34号「平成30年度船橋市立小・中学校使用教科用図書並びに船橋市立特別支援学校及び船橋市立小・中学校特別支援学級使用教科用図書の採択について」は、それぞれの教科用図書について採択を終了し、可決されました。

続きまして、議案第35号「平成30年度船橋市立船橋高等学校使用教科用図書の採択について」を議題といたします。

それでは準備をお願いいたします。

それでは説明願います。

【指導課長】

議案第35号についてご説明いたします。

平成30年度船橋市立船橋高等学校使用教科用図書の採択について、ご審議をお願いいたします。

平成30年度に船橋市立船橋高等学校で使用する教科用図書を採択するに当たり、船橋市教育委員会組織規則第3条第15項の規定に基づき、議決を得る必要があるため、本議案を提出いたします。

内容につきましては、この後、船橋市立船橋高等学校教科用図書選定委員長を務めました赤熊校長から説明いたしますので、ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

【教育長】

それでは選定結果について説明願います。

【船橋市立船橋高等学校長】

市立高校使用教科用図書の選定につきましての概要をお手元の平成30年度使用教科用図書報告書を用いてご説明いたします。

まず、2ページをご覧ください。

教科用図書の選定に当たり、1、内容、2、組織・配列、3、表現、4、造本、この4点の観点から研究いたしました。

その結果、3ページから4ページの平成30年度選定教科書の一覧にある60冊を選定いたしました。

このように選定本の冊数が多いのは、本校が普通科、商業科、体育科の3学科を有し、さらに普通科では文系、理系、国際教養の3つのコースの教育課程を設定し、きめ細かい指導を行っているからでございます。

次に、本日までの選定経過について申し上げます。

まず、教科書選定委員会を設置し、5月11日に第1回の委員会を開催、その後、教科ごと、教科主任を中心に教科書研究会を3回から5回開催し、選定本を教科書選定委員会に報告いたしました。

それを踏まえ、6月16日に保護者の代表として、父母と教師の会会長と副会長を加え、第2回の委員会を開催し、ご意見を頂戴いたしました。

その結果、今年度は、新規の欄に丸印のある2冊、そして継続本が、昨年採択をいただいております、58冊、合計60冊を選定いたしました。

それでは、新規本2冊の選定理由についてご説明させていただきます。

まず、ビジネス経済、見開き147ページでございます。この科目は、商業科2年生選択3単位の科目です。平成30年度より教育課程変更による新規導入する科目です。当科目の文部科学省検定済教科書は、実教出版1社から本教科書のみとなっております。

選定に際して、経済理論の体系的な説明、経済事象について詳しい説明、さらに生徒の興味・関心を引くような話題が取り上げられているかという点にも重点を置き、当該教科書を検討いたしました。

その結果、基礎的な事項から応用的な内容まで配分し、探究的にまとめられ、イラスト、図解などを多く用いて生徒にわかりやすく、かつ詳しく記述されている点、欄外にポイントが強調され、学習しやすく構成されている点などから、本校生徒の学習に適していると判断し選定いたしました。

次に、ビジネス情報管理でございます。148ページです。

こちらも商業科2年生選択の3単位の科目です。先ほどと同様に、平成30年度から教育課程変更により、新規導入する科目です。

当教科の科目の文部科学省の検定済教科書は、先ほどと同様、実教出版1社からの本教科書のみでございます。

当科目と先ほどのビジネス経済に原価計算を合わせた3科目から生徒は選択する形となっております。

選定では、情報通信ネットワークの構築について系統的な学習が可能か、情報システムの開発そのものについて具体的な手法・手順が詳しく解説されているか、また、国家試験や検定試験に対応した学習が可能か、この3点を重点に置き、検討いたしました。

その結果、情報通信ネットワークの構築に関して、各ポイントが整理してまとめられている点、ソフトを活用した実習が可能か、基本的な内容から高度な内容まで段階的、かつ丁寧に解説されている点、国家試験や検定試験へ対応可能な内容が記述されている点などから、本校の生徒の学習に適していると判断し、選定いたしました。

なお、この2つの新規本、それぞれの新規理由書につきましては、149ページから150ページに記載がございます。参考にしていただければと思います。

以上、新規本2冊についての選定理由報告でございます。継続いたします58冊とあわせてご審議をいただければと思います。

以上です。

【教育長】

ただいま変更本を含む全科目の船橋市立船橋高等学校使用教科用図書について説明がございましたけれども、何かご質問、ご意見ございますでしょうか。

【小島委員】

教科書一覧の46番の家庭基礎について伺います。

現代社会ということでは家庭生活ですとか、消費生活の重要性、消費者教育の重要性というのは高まってきていると思うのですけれども、既に高校ということになると、卒業すれば家庭から独立してひとり暮らしする子もいるでしょうし、あるいは就職する子もいるということも踏まえると、実際に将来、そういう消費者や生活者の立場から役に立つという内容が盛り込まれている必要があると思うのですけれども、その点の検討はいかがでしたでしょうか。教えてください。

【船橋市立船橋高等学校長】

本教科書は家庭科学習の概要と意義を明確につかめる工夫になっております。人と人とのかかわり合いから始まり、経済、消費、高齢化問題、子育て、衣食住、環境など、生活にかかわる多くの視点が満遍なく取り入れられております。

また、社会の変化、家族形態が多様化している中で、家庭生活、とりわけ食生活については写真やイラストが有効に挿入され、わかりやすく実践的な内容になっており、卒業してからも手元に置いて使えるものでございます。

以上でございます。

【教育長】

よろしいですか。

他にご質問、ご意見ございましたら。

【佐藤委員】

私自身も商売をして、会社を経営しているのですが、いまだに会計処理にはかなり苦労しているタイプの人間でして、商業科について、やはりここに出ている財務会計Ⅰと原価計算ですか、この2つがどのぐらいの、どのような資格に対応しているのかということとか、また検定などでどのぐらいのレベルにあるのかお聞かせ願えればと思います。

【船橋市立船橋高等学校長】

この教科書は、日本商工会議所主催の簿記検定試験2級までの内容に対応しております。

使用実績としては、毎年、複数名の合格者を出しております。また、全国商業高等学校主催簿記実務検定の1級までの内容にも授業内で指導しております。

なお、検定合格だけではなくて、企業会計の基礎から一般的な流れを理解することが重要と考え、全商簿記検定の受検や、3年生で履修する総合実践という授業を通して、学力の定着度合いを確認しております。

なお、課外授業等、文化系の部活等指導によって、昨年度入学生からは日商1級を目指せる体制を取り入れておりまして、この教科書、財務会計Ⅰと原価計算、これをあわ

せた形で上級を狙っていくということも踏まえた教科書になっております。

以上でございます。

【教育長】

よろしいですか。

他に何かご意見、ご質問ございますでしょうか。

【鎌田教育長職務代理者】

今年度、市立船橋高校では、学区拡大やカリキュラムの改正を行った関係もありまして、志願者倍率も高くなったと伺っております。

入学者全般の学力や習熟度も大変多様化していると考えられますし、その中で大学進学を意識した体制の構築がなされたというような報告も伺っております。

今回、教科書選定で新規本2冊のほかは教科書の変更が見られませんが、こうした新しいカリキュラム、新課程に対応できるのかどうか、その辺をお伺いしたいと思います。

【船橋市立船橋高等学校長】

今年度、ご指摘のとおりですが、入学生につきまして分析をいたしますと、倍率は大幅に増加いたしましたし、また、合格者の合格者平均点も上がっております。

ただ、入学した生徒の学力が全体的にどれだけ上昇したかは、まだ明確に把握はできておりません。ただ、実際に1年生を指導した印象は、授業態度の向上が見られております。それを実証されるものをこれから用意していきたいと思っております。

したがって、今回の選定でも基礎的な内容から発展的な内容まで幅広く取り扱い、センター入試への対応も十分なものを選定いたしました。私大の受験についても課題研究学、3年次の文系、国際教養、理系の選択についても幅広く科目を設定し、こちらも十分に対応できると考えております。

教科書自体は変わっておりませんが、実は単位数を増やしておりますので、その部分での教科書に対する充実度というものを増しているということで、継続的な教科書でも内容を濃くできると思っております。

なお、来年度以降、国公立文系を狙うαコースがきちんとした教育課程の中で選択科目、単位制を生かした少人数指導が始まりますので、ここの生徒実態に合わせた対応ということも来年度の選定で考えていきたいと思っております。

以上でございます。

【教育長】

他に何かございますでしょうか。よろしいですか。

それでは、議案第35号「平成30年度船橋市立船橋高等学校使用教科用図書の採択

について」を採決いたします。

全科目の教科用図書について、選定委員会が選定した平成30年度選定教科用図書の一覧のとおり採択するものとしてよろしいでしょうか。

【各委員】

異議なし。

【教育長】

異議なしと認めます。

議案第35号「平成30年度船橋市立船橋高等学校使用教科用図書の採択」につきましては、全科目の教科用図書について、平成30年度選定教科用図書一覧のとおり採択し、可決いたしました。

本日本日予定しておりました議案の審議は終了いたしました。

これで教育委員会会議臨時会を閉会いたします。

ありがとうございました。お疲れさまでした。

午前11時10分閉会